

「はたらくサポートとうきょう」における就労形態

就労形態		賃金等	契約	生活困窮者 就労訓練事 業所として の認定	就労状況の目安	留意事項
A	短期体験型 (2週間～ 1か月)	無償・ 交通費 のみ (※1)	確認書	不要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2週間から1か月の短期間での体験。 ○ 体験することによって、仕事全体の内容を確認し、興味を持って体験を継続したいかどうか確認する期間。 ○ 決められた日時に通ってくるのが目標。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者性がないと認められる限りにおいて、労働基準関係法令の適用対象外。 ○ 安全衛生面、災害保障面など、一般労働者の取り扱いを踏まえた適切な配慮が必要。 ○ 保険制度に加入。 ○ 作業内容、作業場所、作業シフト等の管理において、雇成型、一般就労と明確に区別する。
B	非雇成型1	無償・ 交通費 のみ (※1)	確認書	必要 (※3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事に興味がわき、短期体験型での経験を一定期間継続して行い、仕事についての詳細を理解する期間。 ○ 決められた日時に継続して通い、自分としての目標を持って仕事に取り組む段階。 ○ かなり細かく支援する必要がある段階。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者に支払う賃金と異なり、欠席・遅刻・早退に対する減額制裁をすることや、就労実績に応じた差をつけることはできない。
C	非雇成型2	有償	確認書	必要 (※3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事に慣れ、適性について判断する期間。 ○ 事業所の求めることを自分の目標に置き換えられる段階。 ○ 作業の終了報告を受けて確認、また必要があれば次の仕事を指示する段階。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者に支払う賃金と異なり、欠席・遅刻・早退に対する減額制裁をすることや、就労実績に応じた差をつけることはできない。
D	雇成型	最低 賃金 (※2)	雇用 契約書	必要 (※3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事に適性を感じ、職場の一員として、一般就労での勤務ができるかどうかを判断する期間。 ○ 一般職員よりは時間がかかることがあってもほぼ任せられる段階。 ○ 事業所の求めることを踏まえて自分の目標を持ち、目標達成のための取り組みを行える段階。 ○ 一般就労との違いは、相談支援機関や就労支援担当者による就労支援がつくこと。就労日数、時間等の遵守の取り扱いが一定程度柔軟であること。業務内容が一般に比して軽易であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働基準関係法令の適用。 ○ 最低賃金額以上の支払いが必要だが、最低賃金法第7条に基づき、都道府県労働局長の許可を受けた場合は最低賃金額が減額となる特例がある。

※1…交通費の金額については、事業所の判断により上限を設定することも可。

※2…東京都における最低賃金は、時給額1,072円（令和4年10月時点）。

※3…B・C・Dの雇用形態で受け入れる場合は、生活困窮者就労訓練事業所の認定を受けていること、または認定申請することを前提とする。

＜東京都地域公益活動推進協議会 事務局＞

東京都社会福祉協議会 福祉部 経営支援担当

電話：03-3268-7192